

飲食店に対するモニタリングPCR検査の実施について

県内の飲食店に対する営業時間短縮要請は5月31日（月）をもって終了したが、大阪府などの近隣府県において「緊急事態宣言」の期間が6月20日（日）まで延長され、本県へ感染力の非常に強い「インド変異株」などの浸潤が懸念されることから、飲食の場での新型コロナウイルスの感染を早期に発見し、感染拡大を抑止するため、県内全域の飲食店を対象に、「手あげ方式」にて定期的なモニタリングPCR検査を実施する。

協力店舗には、申込受付後、6月20日（日）までの間、原則として全従業員を対象に、概ね1週間に1回、検査を「無償」で受検して頂くこととし、県は、協力店舗に「PCR定期検査協力店ステッカー」を配布し、県民に対して協力店舗の利用を積極的に推奨する。

1 対象店舗

県内全域の飲食店のうち、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー」を掲示し、かつ「とくしまコロナお知らせシステム」に登録済みまたは登録手続き中の店舗。

2 申込受付期間

令和3年6月1日（火）から6月15日（火）まで

※ 6月20日までに検査結果が判明するよう、6月15日までの申込みを条件としている。

3 申込方法

県ホームページから申込用紙をダウンロードし、電子メールで申し込み

※ FAXなどでの申込みにも対応する。

4 事業概要

(1) 検査は県外の民間検査機関に委託

(2) 検査の流れ

- ①店舗ごとに県に申込み→②検査機関から店舗に検査キットを送付
- ③店舗ごとに検体を検査機関に返送（受取から3日以内）→④検査
- ⑤検査機関から店舗及び県に検査結果報告
- ⑥県から検査協力店舗にステッカー送付
- ⑦店舗には②の概ね1週間後に次回の検査キットが届く（定期検査）